

令和7年度 JR 釜石線利用促進事業 公募型プロポーザル  
事業者募集要項

1. 目的

沿線地域住民の重要な移動手段となっている JR 釜石線について、鉄道の持つ魅力や価値を共有するとともに、乗車する機会及び鉄道を使って沿線観光地を訪れる機会を創出することで、JR 釜石線の利用を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

- (1) 発注者 JR 釜石線利用促進協議会
- (2) 事業の名称 令和7年度 JR 釜石線利用促進事業
- (3) 事業の内容 JR 釜石線の利用促進に係るシンポジウム及びツアーの開催等  
※詳細は、別紙「令和7年度 JR 釜石線利用促進事業公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 予算上限額 10,000 千円（基本上限額）  
※消費税額及び地方消費税額を含む。
- (5) 履行期間 契約の日から令和8年2月27日まで

3. 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要項に基づき提出された企画提案書等の書類を JR 釜石線利用促進協議会が開催する審査委員会において審査し、選定事業者（優先交渉権者）及び次点を選定する。

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに公表する。なお、問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申立ては認めない。

4. 参加申込者の資格要件

参加者は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる全ての要件をその構成員が満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、岩手県、花巻市、遠野市、住田町又は釜石市から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税、県税及び地方税を滞納していないこと。
  - (6) 提案の時点で、鉄道の利用促進に係る事業実績を1件以上有していること。
  - (7) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本事業の実施について、委託者の要求に応じて即時に来訪し対応できること。

## 5. 参加申込

### (1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者は、次の書類を紙資料にて1部ずつ提出すること。

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

※共同企業体の場合は、委任状（様式第1-1号）を添付すること。

② 実施体制（配置予定者）に関する調書（様式第2号）

③ 鉄道の利用促進に係る事業実績書（様式第3号）

④ 納税証明書

※岩手県、花巻市、遠野市、住田町及び釜石市から課税される税に未納税額がないことが分かる証明書（納税義務がない地方公共団体に係る証明書は不要）

(2) 参加申込期限 令和7年7月2日（水）17時（必着）

(3) 参加申込方法 JR釜石線利用促進協議会事務局（釜石市市民生活部生活環境課）に郵送又は持参し提出

(4) 参加辞退 申し込み後やむを得ず参加を辞退する場合は、令和7年7月7日（月）17時までに辞退届（様式第4号）を提出

## 6. 質問の提出及び回答

### (1) 質問の提出

① 提出期間 令和7年6月16日（月）から令和7年6月23日（月）17時まで

② 提出方法 募集要項等に関する質問書（様式第5号）をJR釜石線利用促進協議会事務局に電子メールにより提出（電話による質問は受け付けない。）

### (2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年6月25日（水）を目途にホームページにおいて公表する。なお、回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者は、次の書類をデータ（一式）及び紙資料（12部）で提出すること。なお、提案は1者1提案とする。

① 企画提案書（様式第6号）

② 企画提案内容資料（様式第6-1号）

※企画提案内容資料には公平な審査を行うために、可能な限り提案者の企業名等は記載しないこと。

ア 体裁

A 4 版両面印刷 10 枚以内

イ 記載項目

- (ア) 事業実施体制
- (イ) 鉄道の利用促進に係る事業実績
- (ウ) 事業スケジュール
- (エ) 沿線住民の意識醸成のためのシンポジウムの概要
- (オ) 沿線住民の意識醸成のためのシンポジウムの周知方法及び参加者の満足度を向上させる工夫等
- (カ) JR 釜石線を活用した観光ツアーの概要
- (キ) JR 釜石線を活用した観光ツアーの周知方法及び参加者の満足度を向上させる工夫等
- (ク) 事業費の積算

※この他の独自提案がある場合は任意箇所に追記すること。

③ 見積書（様式第 7 号）

- ・事業実施に係る費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記載すること。また、仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳を記載すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 7 月 2 日（水）17 時（必着）

(3) 提出先 JR 釜石線利用促進協議会事務局（釜石市市民生活部生活環境課）に郵送、持参又は電子メールにて提出

8. 企画提案書に係るプレゼンテーション

下記により、企画提案書のプレゼンテーションを実施する。

詳細は別途通知するものとする。

(1) 場所 釜石市 釜石情報交流センター2階 会議室

(2) 日程 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後（予定）

9. 審査基準等

(1) 審査体制と審査フロー

審査は、第 1 段階審査、第 2 段階審査に分けて実施する。

第 1 段階審査は、当協議会の事務局において「4. 参加申込者の資格要件」等を満たしているか審査するものとし、第 2 段階審査は、選定委員会において事業者へヒアリングを実施した上で審査、評価する。

(2) 審査基準

- ① 第 1 段階審査は、必要な要件等を満たしているか確認し、満たしていない場合は、失格とする。

- ② 第2段階審査は、次に示す審査項目を元に、定性的事項の審査の上、100点を満点とした委員の審査点の平均により評価する。

○業務体制、実績等に関する審査（配点：30点）

審査項目	審査の視点	基準配点
①事業実施体制	・実施体制は、豊富な経験・資格を持つ者が配置されているか。	10
②鉄道の利用促進に係る事業実績	・本事業に生かせる過去の実績を有するか。	10
③事業スケジュール	・無理がなく、当協議会が想定するスケジュールとなっているか。	10

○業務内容に関する審査（配点：70点）

審査項目	審査の視点	基準配点
①沿線住民の意識醸成のためのシンポジウムの概要	・意識醸成に効果的、かつ魅力的な内容になっているか。	15
②シンポジウムの周知方法及び参加者の満足度を向上させる工夫等	・参加者獲得及び満足度向上の工夫がされているか。	15
③JR 釜石線を活用した観光ツアーの概要	・各市町の希望が盛り込まれており、かつ魅力的な内容か。	15
④観光ツアーの周知方法及び参加者の満足度を向上させる工夫等	・参加者獲得及び満足度向上の工夫がされているか。	15
⑤事業費の積算	・事業費は上記①～④を踏まえ、費用対効果が高いか。	10

10. スケジュール

- 令和7年6月16日（月） 公告  
 令和7年6月16日（月） 参加申込書受付開始  
 令和7年6月16日（月） 企画提案書受付開始  
 令和7年6月16日（月） 質問受付開始  
 令和7年6月23日（月）17時 質問受付締切  
 令和7年6月25日（水）ころ 質問回答  
 令和7年7月2日（水）17時 参加申込書受付締切  
 令和7年7月2日（水）17時 企画提案書受付締切  
 令和7年7月7日（月）17時 辞退届提出締切  
 令和7年7月11日（金） プレゼンテーション  
 令和7年7月29日（火）ころ 選定事業者及び次点決定 結果報告

11. プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

## 12. 失格条件

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。
  - ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
  - ② 虚偽の内容が記載されているもの
  - ③ プレゼンテーションを無断で欠席したもの
- (2) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

## 13. 発注者及び事務局（提出・問い合わせ先）

- (1) 発注者 JR 釜石線利用促進協議会
- (2) 事務局 釜石市 市民生活部 生活環境課  
〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号  
TEL:0193-27-8451（直通）  
FAX:0193-22-2199  
E-mail:sato1974@city.kamaishi.iwate.jp

## 14. その他

- (1) 本プロポーザルに関連して JR 釜石線利用促進協議会が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) JR 釜石線利用促進協議会は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。
- (5) JR 釜石線利用促進協議会は、公平性、透明性及び客観性を期するため提出書類を公表することがある。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) 配置予定者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (8) 参加者は、本プロポーザル及びその後の業務の履行への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (9) その他の詳細については、契約締結時に JR 釜石線利用促進協議会及び受注者により誠意をもって協議するものとする。
- (10) 本プロポーザルは沿線自治体の令和7年度補正予算成立を前提とした予算成立前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。そのため、沿線自治体の議会において予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等について一切補償しない。